|  |
| --- |
| **伴走型支援による府立学校働き方改革推進事業**  **に係る企画提案公募要領** |

大阪府では、教員の長時間勤務を縮減するとともに、働きやすさと働きがいを実現することで教育の質の維持向上をはかることを目的に「伴走型支援による府立学校働き方改革推進事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

|  |
| --- |
| 本事業は、「令和７年度大阪府予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。 |

**１　事業名**

　伴走型支援による府立学校働き方改革推進事業

(1)　事業の趣旨・目的

教員の働き方改革については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受けて、「教師の働きやすさと働きがい実現プラン」等の方針のもと、校長の人事評価への働き方改革に係る観点の導入、服務監督教育委員会に対する「働き方改革実施計画(業務量管理・健康確保措置実施計画)」の策定・公表の義務付け、同計画の総合教育会議への報告等の方策により、今後５年間で平均の時間外在校等時間を約３割縮減（月30時間程度に縮減）することを目標とすることが示された。

府立学校においては、これまでICTや専門人材の活用、部活動改革等に取り組んできた。また、令和５年度には、教員が長時間勤務となっている要因について統計的な分析を行い、「第２次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）にもとづく府立学校における働き方改革の取組について」を策定して府立学校全体の課題に応じた取組をすすめてきた。また、各校においても学校のミッション達成に向けた取組や魅力づくりの取組など、特色ある取組を展開しつつ、勤務時間管理、校務運営の効率化等の働き方改革の取組を進めてきた。

これまでの取組により、府立学校教員の時間外在校時間は、ピークであった平成27年度から３割程度減少しているなど、一定の成果がみられるものの、全日制課程の時間外在校等時間の平均は、未だ規則で定めた上限である年間360時間を超えている等の課題がある。

学習活動や部活動などの長時間勤務の要因、教頭の慢性的な長時間勤務や健康リスクなどの課題を解消し、更なる働き方改革を進めるためには、学校の実情に応じた取組を進める必要がある。

本事業では、各学校が主体となってコンサルタントとともに本質的な課題を掘り下げ、これを解消するための取組を行うとともに、改善のＰＤＣＡサイクルを内製化することとしている。これまでの取組に加え、本事業によって各学校の実情に応じた取組を後押しし、自走する組織づくりを進めることで、長時間勤務を縮減するとともに、教員の働きやすさと働きがいを実現し、教育の質の向上をはかる。

(2)　事業概要

別紙「仕様書」のとおり

(3)　委託上限額

17,888,000円（税込）

**２　スケジュール**

令和７年３月７日（金）　公募開始

令和７年３月21日（金）　質問受付締切

令和７年４月７日（月）　提案書類提出締切

令和７年４月11日（金）　選定委員会（予定）

令和７年４月中旬頃　　　契約締結・事業開始

令和８年３月31日（火）　事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8)　府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布方法

[公募用ページ](https://www.pref.osaka.lg.jp/o180100/kyoshokuink/hatarakikata/bannsougatashien.html)からダウンロードしてください。郵送・窓口による配布は行いません。

<https://www.pref.osaka.lg.jp//o180100/kyoshokuink/hatarakikata/bannsougatashien.html>

イ　応募書類の受付期間及び受付方法

　　　　令和７年４月７日（必着）までに下記住所へ郵送してください。

発送後に必ず電話連絡をお願いします。

プレゼンテーション時のモニター利用を希望する場合、併せてご連絡ください。

【郵送先】

〒540-0008　大阪市中央区大手前　大阪府庁別館５階

　　　　　　　大阪府教育庁　教職員室　教職員企画課　労務・働き方改革推進グループ　宛

【電話番号】

06-6944-9374（土日・祝日を除く、午前９時から午後６時まで）

ウ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2)　応募書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **様式名** | **内容** | **提出部数** |
| 様式１ | 応募申込書 | 原本１部+両面コピー４部 |
| 様式２ | 企画提案書 | 原本１部+両面コピー４部 |
| 様式３ | 応募金額提案書 | 原本１部+両面コピー４部 |
| 様式４ | 事業実績申告書（類似事業実績がある場合のみ） | 原本１部+両面コピー４部 |
| 様式５ | 【共同企業体での参加の場合のみ提出】  共同企業体届出書 | １部 |
| 様式６ | 【共同企業体での参加の場合のみ提出】  共同企業体協定書の写し | １部 |
| 様式７ | 【共同企業体での参加の場合のみ提出】  委任状 | １部 |
| 様式８ | 【共同企業体での参加の場合のみ提出】  使用印鑑届 | １部 |
| 様式９ | 誓約書（参加資格関係） | １部 |
| 別添１ | 【法人の場合のみ提出】  定款又は寄付行為の写し（原本証明） | １部 |
| 別添２ | 【法人の場合のみ提出】  法人登記簿謄本  ・発行日から３カ月以内のもの | １部 |
| 別添３ | 【個人の場合のみ提出】  本籍地の市区町村が発行する身分証明書  ・発行日から３カ月以内のもの  ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの | １部 |
| 別添４ | 【個人の場合のみ提出】  法務局が発行する成年後見登記に係る登記がされていないことの証明  ・発行日から３カ月以内のもの  ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明 | １部 |
| 別添５ | 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）  ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書  　・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。  ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 | 各１部 |
| 別添６ | 【法人の場合のみ提出】  財務諸表の写し（最近１か年のもの、半期決算の場合は２期分）  ①貸借対照表  ②損益計算書  ③株主資本等変動計算書 | 各１部 |
| 別添７ | 令和６年６月１日時点の障がい者雇用状況を確認する書類  ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」で規定する常時雇用労働者数が40人以上の場合  本店所在地管轄の公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書（受付印のあるもの）の写しを提出してください（※電子申請により提出をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）。  ・同常時雇用労働者数が40人未満の場合  様式の指定はありません。雇用する障がい者の有無及び「有」の場合は雇用形態が分かる書面を作成してください。 | １部 |

(3)　応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4)　応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5)　その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類はモノクロ（白黒）で作成し、次のとおりＡ４ファイルに綴って提出してください。

・正本（様式１から９及び別添１から７）　１部

・写し（様式１から様式４）　４部

　　ウ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入してください。

　　　　例）「伴走型支援による府立学校働き方改革推進事業」提案書　株式会社○○（法人名）

　　エ　提出後の差し替えは認めません（教育庁が補正等を求める場合を除く）。

　　オ　提出書類に虚偽の記載をした場合、本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

(1)　開催日時及び開催場所

　　　令和７年３月14日（金）　Ｗｅｂ開催（Microsoft Teams）予定

　(2)　申込方法

　　　令和７年３月12日（水）までにメールで申し込みを行ってください。

送信後に必ず電話連絡をお願いします。

【受付アドレス】[kyoshokuin-g12@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kyoshokuin-g12@sbox.pref.osaka.lg.jp)

**６　質問受付**

(1)　受付方法

令和７年３月19日（水）までメールで受け付けます。

送信後に必ず電話連絡をお願いします。

【受付アドレス】[kyoshokuin-g12@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kyoshokuin-g12@sbox.pref.osaka.lg.jp)

【電話番号】06-6944-9374（土日・祝日を除く、午前９時から午後６時まで）

(2)　回答方法

回答は令和７年３月21日（金）までに[公募用ページ](https://www.pref.osaka.lg.jp/o180100/kyoshokuink/hatarakikata/bannsougatashien.html)に掲示します。個別には回答しません。

<https://www.pref.osaka.lg.jp//o180100/kyoshokuink/hatarakikata/bannsougatashien.html>

**７　審査の方法**

(1)　審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション時間は 一提案者あたり 20分間とします。プレゼンテーションでは、提案内容のアピールポイントを端的に説明してください。

　プレゼンテーションでは、大阪府にて用意するモニター（ＨＤＭＩ接続のみ対応）を使用することが可能です。ただし、それ以外に必要な機材（パソコン・ケーブル等）は応募提案者で用意してください。

ウ　「最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。」（又は「応募者が１者の場合は、本公募は取り止めます。」）

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2)　審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 仕様書の  該当項目 | 配点 |
| 事業目的  及び業務  内容の理解 | ・教育庁が求める伴走型支援の趣旨・目的を十分に理解しているか。  ・必要な知識、ノウハウを十分に有しているか。 | 全体 | 10点 |
| 提案内容の  妥当性及び  充実度 | 【プレ支援】  ・実施校のニーズを十分に聞き取ることができるか。  ・実施校の実情およびニーズ並びに本事業の目的を踏まえた柔軟な支援方針を提示することができるか。  ・コンサルタント、学校長等及び教育庁担当者が共通認識を持って取組を開始できるか。 | ６（１） | 15点 |
| 【基本的な支援】  ・実施校における改善の動機付けができるか。  ・実施校による主体的な目標・課題設定及び取組ができるか。  ・改善のPDCAサイクルの内製化できるか。 | ６（２） | 15点 |
| 【追加的な支援】  ・実施校の進捗を適切に把握し、管理することができるか。  ・取組に遅れ等が生じた場合も事業目的の達成に向けた追加のサポートが実施できるか。 | ６（３） | 15点 |
| 実施体制 | ・企画提案内容を実現することができるノウハウ及び必要なスキルを有するコンサルタントを揃えることができるか。  ・同コンサルタントが適切な時期に適切な支援を実施することができるか。 | ７ | 15点 |
| ・コンサルタント間の情報共有や事業管理、不測の事態への対応等、事業者として適切に事業を管理運営することができる体制が整えられているか。  ・事業の遂行に耐え得る経営状況か。 | ７ | 15点 |
| ・実施校以外の学校への事業効果の波及が期待できるか。 | ７ | ３点 |
| ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」で規定する常時雇用労働者数が40人以上の場合、法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用しているか。  ・同常時雇用労働者数が40人未満の場合、１人以上の障がい者を雇用しているか。 | － | ２点 |
| 価　格 | 価格の算定式  満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | － | 10点 |
| 合　　　　計 | | | 100点 |

(3)　審査結果

　ア　契約交渉の相手方を決定した後、全応募者に審査結果を通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を公表します。

なお、応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

【公表ＵＲＬ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp//o180100/kyoshokuink/hatarakikata/bannsougatashien.html>

【公表項目】

①　最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点（うち、価格点）及び提案金額

②　全提案事業者の名称　＊申込順

③　全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④　最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤　選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥　その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4)　審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2)　契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3)　契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた

　者

(6)　契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、公募要領及び仕様書に併せて大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得等をご確認ください。

[プロポーザル／大阪府（おおさかふ）ホームページ [Osaka Prefectural Government]](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html)